

補装具について

盲人安全つえ		眼鏡④		義眼②
普通 用	グラスファイバー②	矯正眼鏡		普通義 眼
	木材②			
	軽金属⑤			
携帯 用	グラスファイバー②	弱視 眼鏡	掛けめがね 式	特殊義 眼
	木材②		焦点調節式	
	軽金属④			
身体支持併用④		コンタクトレンズ		コンタクト 義眼
		遮光眼鏡		

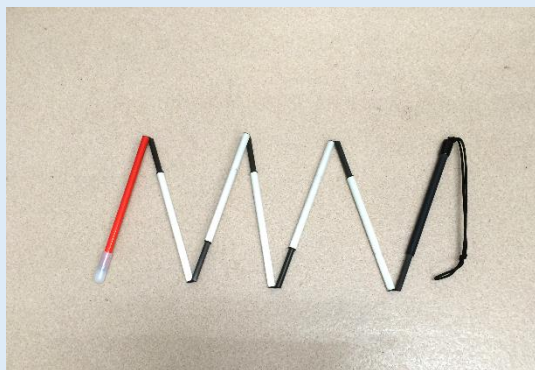
○の数字は貸与年数（一度申請してから次に申請できるまでの期間）

盲人安全つえ（白杖）

普通用
(直杖)



携帯用
(折りたたみ杖)



身体支持併用



眼鏡（※要医師意見書）



矯正眼鏡

コンタクトレンズ

弱視眼鏡

掛けめがね式

焦点調節式

義眼（※要医師意見書）

普通義眼

特殊義眼

コンタクト義眼

補装具について

□費用について

- 原則1割負担。
- 収入等に応じて負担上限額が設定されている。
- 世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、対象外
- 利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の3区分に設定。

区分	月額負担上限額
生活保護世帯	0円
市町民税非課税世帯	0円
市町民税課税世帯	37,200円

補装具について

□ 申請に必要なもの

- 補装具費（購入・修理）支給申請書
- 印鑑（認印で可）
- 身体障害者手帳
- 業者見積書
- 補装具意見書（品目によって）
- 生活保護証明書（生活保護受給者のみ）

日常生活用具について

自立生活支援用具	在宅療養等支援用具	情報・意思疎通支援用具	
火災警報器⑧	盲人用体温計 (音声式)⑤	情報・通信支援用具⑤	盲人用時計⑩
自動消火器⑧	盲人用体重計⑤	点字ディスプレイ⑥	拡大読書器⑧
電磁調理器⑥		点字器⑤	点字図書
歩行時間延長 信号機用小型 送信機⑩		点字タイプライター⑤	活字文書読み上げ装置⑥
音声ICタグレコーダー⑥		ポータブルレコーダー⑥	

○の数字は貸与年数（一度申請してから次に申請できるまでの期間）

歩行時間延長信号機用 小型送信機

基準額
7.000円
耐用年数
10年
※2級以上

自分の意志で操作する事により音響・音声案内を受けられる小型送受信機。歩行時間延長信号機を遠隔操作できる。エリア受信機能付。

音声ICタグレコーダー



基準額
59.800円
耐用年数
6年
※2級以上

知りたい物の名称や内容を声で本体に録音して、指定した録音・再生シールを知りたい物に貼る道具。読みたいときにシールにタッチすると読み上げる。

盲人用体温計(音声式)



基準額
9.000円
耐用年数
5年
※2級以上、
盲人のみの
世帯

音声ガイダンスや体温読み上げ機能付きの体温計。音量も切り替えできる。

盲人用体重計



基準額 18.000円
耐用年数 5年
※2級以上、盲人のみの世帯

設定から計測まで、音声案内でサポートする多機能音声体重計。

点字ディスプレイ

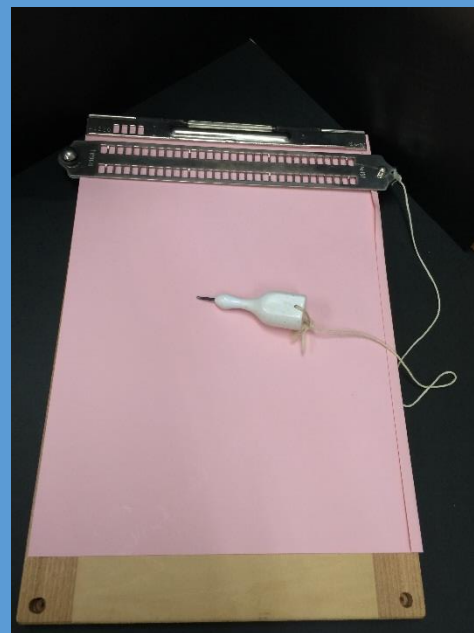
基準額 383.500円

耐用年数 6年

※視覚2級以上で聴覚2級以上の
重度重複障害者、視覚1級以上

点字を表示する機械。パソコンと接続すると、文字情報を点字表示し、メールやインターネットができる。メモ機や読書器など多様な使い方ができる。

点字器



基準額

10.800円

耐用年数

5年

※等級の指定はなし。
必要な障害児・者。

プラスチック製の標準点字盤。標準サイズの点字用紙には表16行、裏17行、寸長サイズは表裏ともに17行書くことができる。

点字タイプライター



基準額 63.100円

耐用年数 5年

※2級以上

点字をタイプして打てる道具。持ち運びができるよう計量のものや、重さはあるが点が鮮明に出るものなどの種類がある。

視覚障害者用 ポータブルレコーダー



基準額 85.000円

(再生専用 35,000円)

耐用年数 6年

※2級以上

デジタル録音図書「デイジー」再生機器。再生のみできる機種や、録音編集ができるもの、携帯型などの種類がある。(写真は再生専用)

盲人用時計



基準額 10.300~13.300円

耐用年数 10年

※2級以上、音声時計は、原則として手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難なものに限る

時計を触ったり音声で表示したりできる時計。腕時計や置き型、携帯型などがある。

視覚障害者用 拡大読書器



基準額 198.000円

耐用年数 8年

※本装置により文字等を読むことが可能になるもの

装置にセットするだけで文字を拡大したり、読み上げたりできる道具。据え置き型や携帯型、読み上げ・拡大両用型などがある。

活字文書読み上げ装置



基準額 99.800円

耐用年数 6年

※2級以上

音声コード専用読み取り装置。紙に添付されている音声コードを読み取ることで、記録されている情報を音声で読上げることができる。

日常生活用具について

□ 費用について

- 原則1割の費用負担
- 市民税非課税世帯の方については5%の費用負担
- 世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、給付の対象外

□ 申請に必要なもの

- 日常生活用具給付申請書
- 印鑑(認印で可)
- 身体障害者手帳
- 業者見積書(業者の指定はありません)
- 生活保護証明書(生活保護受給者のみ)



その他 便利な道具の 紹介

見る（読む）のを支援する器具

ルーペ

拡大読書器



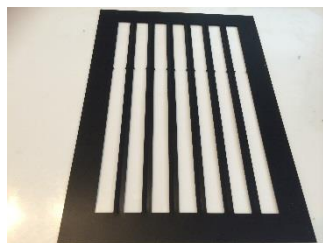
置き型



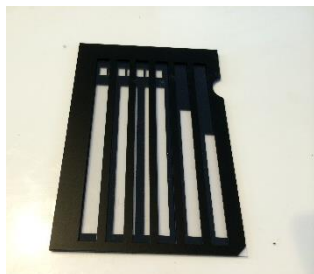
手持ち型

書くのを支援する器具

ロービジョン筆記具



罫プレート



行幅の広い
ノート



白黒反転ノート
白いペン



サインガイド



レーズライター

調理器具



反転まな板



計量ポット



計量スプーン
(置き型・たてすくい型)



音声はかり

電子レンジ調理グッズ



スパゲティ
ゆで器具



インスタント
ラーメン作り



魚焼き



あつくならない
いおぼん

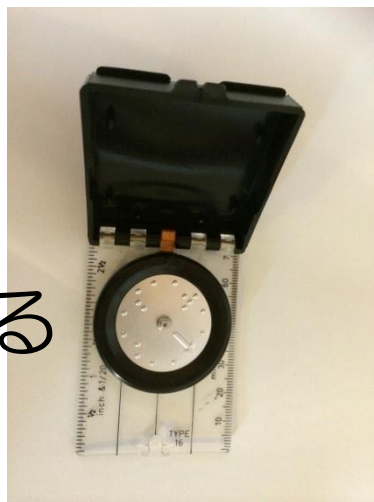
その他生活全般を支援する器具

日用品



糸通し

触って分かる
方位磁針



小銭ケース



おしゃべり
熱中症計